

第178回 定時株主総会招集ご通知

北海道瓦斯株式会社

証券コード 9534

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、日頃より当社グループの事業運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

2023年度は新型コロナウイルス感染症の5類移行により各種制限が緩和され、社会・経済活動の回復が顕著であった一方、物価や資材の高騰、人手不足の影響も顕在化するなど、当社グループの事業を取り巻く環境は今後も不透明な状況が続くものと考えられます。

このような状況のもと、当社グループでは北ガスグループ経営計画「Challenge2030」の3年目(フェーズ1の最終年度)を迎えました。「エネルギーと環境の最適化による快適な社会の創造」に向けた3つの主要施策を軸に、「お客さま件数・エネルギーシェアにこだわり、天然ガス普及の最大化によるお客さま基盤の拡大」、「デジタル技術活用の核となる情報共通基盤をリリースし、事業構造の抜本的な変革を図る」ことを重点的に推進しております。2023年度にリリースした情報共通基盤「Xzilla(くじら)」を最大限に活用し、成果拡大を加速させ、構造改革と強固な事業基盤の構築を図るとともに、利益を成長投資に振り向けることで、「Challenge2030」の目標の早期達成を目指してまいります。

当社は、これからも「安全・安心・安定供給」を第一に、総合エネルギーサービス事業を展開することにより、省エネの推進や再生可能エネルギーの活用等による脱炭素化の取り組みに加え、災害に強いまちづくりに向けた取り組みを推進し、地域とともに成長する企業グループを目指してまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



北海道瓦斯株式会社
代表取締役社長 川村 智郷

招集ご通知 構成

第178回定時株主総会 招集ご通知	P. 1	連結計算書類	P. 18
議決権行使についてのご案内	P. 2	計算書類	P. 24
事業報告	P. 4	監査報告	P. 28
当社グループの現況に関する事項	P. 4	株主総会参考書類	P. 31
株式に関する事項	P. 10	第1号議案 取締役8名選任の件	P. 31
会社役員に関する事項	P. 11	第2号議案 補欠監査役1名選任の件	P. 35
会計監査人の状況	P. 14	当社の取り組み	P. 36
剰余金の配当等の決定に関する方針	P. 14	施設見学会のご案内	P. 37
取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制 およびその運用状況の概要	P. 15		

株主さま施設見学会のご案内につきましては、本招集ご通知37ページに掲載しております。

招集ご通知

株主各位

証券コード9534
2024年5月31日
(電子提供措置の開始日2024年5月30日)

札幌市東区北七条東二丁目1番1号
北海道瓦斯株式会社
代表取締役会長 大槻 博

第178回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第178回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第178回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。なお、同事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

当社ウェブサイト	https://www.hokkaido-gas.co.jp/ir/irinfo/investor/meeting/index.html	
東京証券取引所ウェブサイト	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	

※アクセス後、証券コード（9534）を入力・検索し「基本情報＞縦覧書類/PR情報」をご選択ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を事前に行使することができます。株主総会参考書類をご検討いただき、**2024年6月20日（木曜日）午後4時**までに、議決権を事前行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	札幌市東区北七条東二丁目1番1号 北ガスグループ本社ビル 2階
3. 目的事項	報告事項 第178期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 議決権行使の取り扱いについて	(1) 書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (2) インターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (3) 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会開催前

招集ご通知到着後、2024年6月20日(木)まで



開示書類を見る

当社ウェブサイト「株式・株主情報」の「株主総会」サイトにて、開示書類をご覧ください。

<https://www.hokkaido-gas.co.jp/ir/irinfo/investor/meeting/>



事前に議決権を行使される場合

(株主総会に出席いただけない場合)



インターネット等による議決権行使

議決権行使ウェブサイトにて、「スマート行使」を利用する方法、議決権行使コード・パスワードを入力する方法のいずれかでアクセスし、案内に従ってご行使ください。



書面による議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

▶ P.3

行使期限：2024年6月20日(木) 午後4時まで

株主総会当日

2024年6月21日(金)

株主総会に出席される場合



議決権行使書用紙と本招集ご通知をご持参いただき、会場受付にご提出ください

日時

2024年6月21日(金) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所

北ガスグループ本社ビル 2階
札幌市東区北七条東二丁目1番1号

交通

JR札幌駅 東改札口

徒歩8分

地下鉄さっぽろ駅 16番出口

(南北線・東豊線)

徒歩5分



●議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証明する書面(委任状)、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会の結果を見る

当社ウェブサイト「株式・株主情報」の「株主総会」サイト等にて、順次公開いたします。



事後配信動画で 株主総会の模様を見る

2024年6月26日(水)17時より、株主総会当日の模様を動画配信いたします。



臨時報告書で 決議の結果を確認する

当社ウェブサイトのほか、「EDINET」閲覧サイト等からもご確認いただけます。

<https://www.hokkaido-gas.co.jp/ir/irinfo/investor/meeting/>



株主総会終了後



インターネット等による議決権行使

議決権行使期限：2024年6月20日（木）午後4時入力分まで

スマートフォンでQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

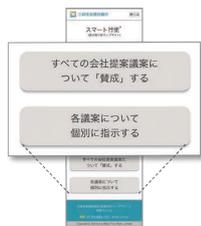
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

上記に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の機関投資家の皆さまは、議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



書面による議決権行使

議決権行使期限：2024年6月20日（木）午後4時到着分まで

議決権行使書

御中 議決権の数 XX 個

××××年 ×月××日

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

第2号議案

見本

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

● 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印

● 全員否認する場合 >> 「否」の欄に○印

● 一部の候補者に否認する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

● 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印

● 否認の場合 >> 「否」の欄に○印

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループの事業環境は、新型コロナウイルス感染症の5類移行により経済活動の正常化が進み、持ち直しの動きがみられました。一方、国際情勢の不安定化や大幅な円安が進行するなど、エネルギー情勢は依然として予断を許さない状況が続いています。加えて、世界的な脱炭素化の潮流はより一層加速しており、エネルギー事業全体を取り巻く環境は大きく変容し、複雑化しております。

このような状況のもと、当社グループは、「総合エネルギーサービス事業」の展開に向けた取り組みを積極的に進めるとともに、当社独自のエネルギーマネジメントシステムの普及拡大、北海道内の自治体との連携によるエネルギー地産地消の拡大、太陽光発電設備の新設等、低炭素・脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。その結果、当連結会計年度の業績は3期ぶりの減収、10期連続の増益となりました。連結売上高につきましては、ガス販売量の増加や電力事業における家庭用のお客さま件数および販売量が拡大したものの、前連結会計年度は原料価格の高騰に伴う販売単価の上昇がありましたため、前連結会計年度に比べ0.5%減の173,885百万円となりました。また、連結経常利益は、ガス販売量の増加や電力事業における家庭用のお客さま件数および販売量拡大等により、同18.6%増の15,883百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、同16.7%増の11,627百万円となりました。なお、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、過去最高を更新しました。

以下、事業別の概要をご報告申し上げます。

連結売上高
(百万円)



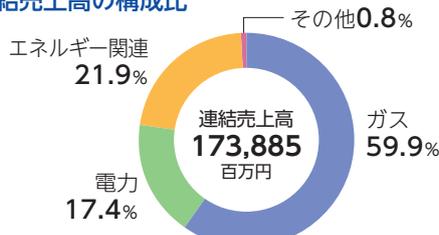
連結経常利益
(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益
(百万円)



連結売上高の構成比



※連結売上高には、事業間の売上高を含んでおりません。

セグメント別利益の構成比



※構成比は、調整額を除き算出しております。

ガス 都市ガスの製造・供給および販売、LNG販売



■売上高・利益

売上高は、都市ガス販売量が増加したものの、前連結会計年度は原料費調整制度における原料価格の高騰に伴う販売単価の上昇がありましたため、前連結会計年度に比べ5.5%減の106,601百万円となりました。

セグメント利益は、ガス販売量の増加等により、同0.4%増の13,557百万円となりました。

■お客さま件数 (取付メーター件数)

住宅着工件数が減少するなか、集合物件を堅調に獲得したこと等により、前連結会計年度末に比べ0.6%増の604,329件となりました。

■都市ガス販売量

他のガス事業者向け卸供給を含めた総販売量は同3.0%増の645百万m³となりました。そのうち、家庭用は、春先と冬場の気温が高く推移したことに伴う暖房需要の減少に加え、水温の上昇に伴う給湯需要の減少等により、同1.5%減の213百万m³となりました。また、業務用は、観光業の回復や夏場の高気温に伴うホテルや商業施設の稼働率向上に加え、工業用での新規物件の稼働等により、同4.1%増の402百万m³となりました。

電力 電力の製造・供給および販売



■売上高・利益

売上高は、低圧電力の販売量の増加等により、前連結会計年度に比べ5.7%増の30,399百万円となりました。

セグメント利益は、低圧電力の販売量の増加に加え、前連結会計年度は燃料費調整制度における上限超過影響等があったため、同331.8%増の2,911百万円となりました。

■お客さま件数

WEBマーケティング等のデジタルを活用した営業活動に加え、ガスをご利用のお客さまへのポイントサービスの開始やキャンペーンの強化等により、前連結会計年度末に比べ8.5%増の253,956件となりました。

■電力販売量

低圧では家庭用の件数拡大に加え、夏場の猛暑に伴い冷房需要が増加したものの、高圧では契約先の減少等があり、また、卸売では卸電力取引市場価格が低位に推移したことに伴い、日本卸電力取引所への卸販売量を減少させたことにより、同1.0%減の969百万kWhとなりました。

エネルギー関連 LPGの供給および販売、冷温熱の製造・供給および販売、ガス機器販売および工事等

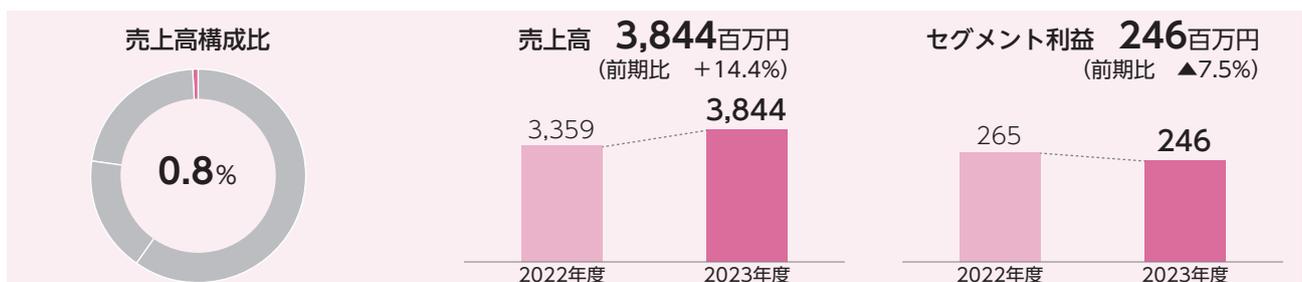


■売上高・利益

売上高は、LPG事業および熱事業における原料価格下降に伴う販売単価低下による減収影響があったものの、ガス機器等の器具販売・施工、リフォームの拡大等により、前連結会計年度に比べ9.0%増の39,853百万円となりました。

セグメント利益は、ガス機器等の器具販売・施工、リフォームの増収等により、同18.5%増の1,554百万円となりました。

その他 水道検針、ビジネスサポート事業、システム機器の販売



■売上高・利益

売上高は、自動車販売の増加等により、前連結会計年度に比べ14.4%増の3,844百万円となりました。

セグメント利益は、学校等へのシステム販売の減少等により、同7.5%減の246百万円となりました。

2. 設備投資の状況

設備投資総額は、前連結会計年度に比べ5,396百万円減少し、15,822百万円となりました。主なものには導管への投資7,660百万円、再生可能エネルギー電源設備の導入1,621百万円があります。なお、設備投資総額は工事負担金・補助金等控除後の金額で記載しております。

区 分		2019年度 第174期	2020年度 第175期	2021年度 第176期	2022年度 第177期	2023年度 第178期 (当期)
製造設備 (LNG基地・工場等)	(百万円)	1,218	796	159	8,719	981
供給設備 (ガス導管等)	(百万円)	6,465	6,298	6,866	7,815	7,920
業務設備 (社屋修繕等)	(百万円)	2,747	405	533	308	1,653
附帯設備 (熱供給・電力・LPG等)	(百万円)	2,862	2,910	3,736	2,292	2,770
無形固定資産 (ソフトウェア等)	(百万円)	710	446	576	2,083	2,496
合計	(百万円)	14,003	10,856	11,872	21,218	15,822

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は自己資金を充当したため、借入または社債発行による資金調達は行っておりません。

なお、借入金等の返済が進んだことにより、連結有利子負債の残高は、前連結会計年度末に比べ5,385百万円減少し、75,162百万円となりました。

4. 財産および損益の状況

区 分		2019年度 第174期	2020年度 第175期	2021年度 第176期	2022年度 第177期	2023年度 第178期 (当期)
売上高	(百万円)	126,375	118,161	126,957	174,840	173,885
経常利益	(百万円)	5,194	5,456	7,303	13,395	15,883
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,954	4,289	5,237	9,963	11,627
1株当たり当期純利益	(円)	224.58	243.59	297.39	565.62	659.92
総資産	(百万円)	150,345	151,223	160,433	183,797	186,366
純資産	(百万円)	50,411	54,234	59,195	67,996	79,001
1株当たり純資産	(円)	2,747.48	2,961.32	3,240.25	3,736.41	4,359.53
自己資本利益率 (ROE)	(%)	8.5	8.5	9.6	16.2	16.3

(注) 第176期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第176期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

5. 対処すべき課題

2050年カーボンニュートラルに向けた動きが加速するなか、少子高齢化による社会構造の変化、国際情勢の変化による社会・経済への影響など、当社グループを取り巻く環境は一層厳しさを増しております。当社グループでは2050年以降のカーボンニュートラル時代を見据え、2030年を中間点と位置付けた北ガスグループ経営計画「Challenge2030」を2022年に策定いたしました。2024年度は「Challenge2030」のフェーズ1最終年度にあたり、「エネルギーと環境の最適化による快適な社会の創造」に向けた3つの主要施策について、取り組みを加速させてまいります。

I. 総合エネルギーサービス事業の進化による分散型社会の形成

機能的で効果的な省エネルギーの追求を大前提に、天然ガスの普及拡大を推進するとともに、ガスマイホーム発電をはじめとしたガスコージェネレーションシステムに、再生可能エネルギーも組み合わせた新たなエネルギーモデルの導入を進めます。北ガス版家庭用エネルギーマネジメントシステムである「EMINEL」や、地域のエネルギーセンターを核としたCEMS*の導入など、エネルギーマネジメントシステムの標準化を推進し、エネルギー効率が高く災害にも強い分散型エネルギー社会を形成します。

また、道内各地域との連携により、地域特性をいかした地産地消のエネルギーモデルの構築等に取り組んでおります。2023年6月には苫前町と新たな地域連携協定を締結いたしました。引き続き、グループの総力をあげて総合エネルギーサービス事業の全道への展開と、新たな事業の可能性を追求してまいります。

※CEMS：コミュニティエネルギーマネジメントシステム



①夕張市 (2017/5)	夕張市の拠点整備事業と連動した省エネの推進や、地域エネルギーの地産地消を目指す
②上士幌町 (2017/9)	畜産バイオマスを核とした、資源循環・エネルギー地産地消のまちづくりを目指す（5者で協力・連携）
③函館市 (2020/8、2023/1)	資源や技術を有効活用し、カーボンニュートラルの実現、安心・健康に暮らせるまちづくり等の8分野23項目に連携して取り組む
④南富良野町 (2021/6)	森林の一部を保有し、CO ₂ 吸収価値をクレジット化してCO ₂ 排出と相殺。また自然環境の維持保護や賦存する再生可能エネルギー地産地消・災害レジリエンス向上のまちづくりを目指す
⑤厚沢部町 (2022/6)	水力、太陽光などのエネルギー地産地消を促進し、基幹産業である農業振興を基軸としたまちづくりに寄与することを目指す
⑥苫前町 (2023/6)	風力発電を活用したエネルギー地産地消の促進とレジリエンス向上、水産業・農業の魅力発信を目指す

道内各地域と当社との連携

II. カーボンニュートラルへの挑戦

お客さまとの協働による省エネルギーの推進・天然ガスへの燃料転換を図るとともに、再生可能エネルギー電源の導入拡大やガス・電気の脱炭素化、水素・e-methane（合成メタン）等の次世代技術にも挑戦しております。2023年12月より、e-methane製造のコスト低減・環境価値提供を目指す実証実験を開始いたしました。

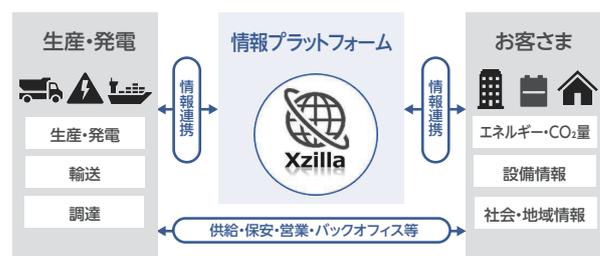
また、太陽光、バイオマス、風力等の既存の再生可能エネルギー電源に加え、「北ガス石狩風力発電所」の建設を進めており、2030年度末までに、CO₂排出削減貢献量140万トン、再生可能エネルギー電源の取扱量15万kWを目指します。



北ガス石狩風力発電所（建設中）

III. デジタル技術の活用による事業構造変革

デジタル技術や事業に関するあらゆるデータを繋ぐ情報共通基盤「Xzilla（くじら）」による事業構造の抜本的な変革を進めます。2023年10月に稼働した「Xzilla」は社内外の様々なデータの活用が可能なシステムとして、新たな価値を創造し「お客さまとの関係の深化」と「事業プロセスの変革」の実現を目指しています。「Xzilla」を最大限に活用することで、お客さまにサービスを提供するまでのバリューチェーンを変革し、量の拡大だけに依存しない価値創造型の事業基盤を構築してまいります。



また、紙を介したお客さまとのやりとりの仕組みを変革し、お客さまとの重要な接点である会員サイト「TagTag」のコンテンツの充実や利便性の向上に努め、双方向・リアルタイムなどデジタルの特徴をいかしたサービスを展開してまいります。さらに、料金の請求・入金・回収に関わる新たな業務システムの構築を進めており、お客さまの利便性向上と併せ、事務作業自動化などの業務改革の実現を目指しております。引き続き、デマンドサイドとサプライサイドのデータを活用したエネルギーマネジメントの高度化を進め、適切な設備形成による事業コストの低減に繋げてまいります。

上記の「Challenge2030」の主要施策に加え、人的資本の充実に向けた女性活躍推進やさらなる就労環境の改善、エネルギー事業のベースである安全・安心かつ安定したエネルギー供給の確保に継続的に取り組んでまいります。

これらを通じて、事業基盤をより強固なものとし、持続的な成長を成し遂げながら脱炭素社会への備えを進めてまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
北ガスジェネックス株式会社	80 <small>百万円</small>	100.0 %	LPGの供給および販売、石油製品の販売等
北ガスサービス株式会社	46	100.0	検針、ビジネスサポート事業、システム機器の販売等
北ガスジープレックス株式会社	300	100.0	ガス工事、エネルギー設備工事等
株式会社エナジーソリューション	350	100.0	エネルギーサービス事業等
株式会社北海道熱供給公社	3,025	78.5	冷温熱・電力の製造・供給および販売
北海道LNG株式会社	2,000	70.0	LNGの卸売・出荷・輸送およびLNG基地設備の賃貸等
北ガスフレアスト株式会社	23	100.0	ガス機器販売および付帯設備工事の設計・施工等

7. 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
ガス	都市ガスの製造・供給および販売、LNG販売
電力	電力の製造・供給および販売
エネルギー関連	LPGの供給および販売、ガス機器・ガス設備の販売・貸付けおよびこれに関連する工事ならびにガス工事、エネルギー設備工事、冷温熱の製造・供給および販売等
その他	水道検針、ビジネスサポート事業（建物管理、保険代理業、自動車販売等）、システム機器の販売

8. 主要な営業所および工場

(1) 当社

名称	所在地
本社	札幌市東区
小樽支店	小樽市入船
函館支店	函館市万代町
千歳支店	千歳市清水町
北見支店	北見市
石狩LNG基地	石狩市新港中央
函館みなと工場	函館市港町
北見工場	北見市中ノ島町

(2) 子会社

名称	所在地
北ガスジェネックス株式会社	札幌市東区
北ガスサービス株式会社	札幌市東区
北ガスジープレックス株式会社	札幌市白石区
株式会社エナジーソリューション	札幌市東区
株式会社北海道熱供給公社	札幌市東区
北海道LNG株式会社	札幌市東区
北ガスフレアスト株式会社	札幌市豊平区

9. 従業員の状況

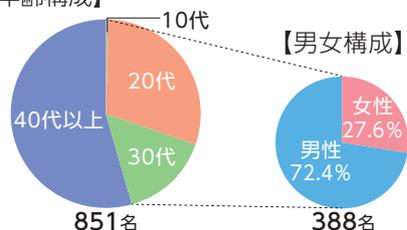
事業区分	従業員数	前期末比増減
ガス	732 名	+ 45 名
電力	63	+ 5
エネルギー関連	580	+ 20
その他	65	▲ 3
全社（共通）	96	▲ 7
合計	1,536	+ 60

(注) 1. 上記は常勤の従業員数について記載しております。
 2. 上記のほかに臨時従業員589名がおります。
 3. 全社（共通）は、総務および経理等の一般管理部門の従業員であります。

<ご参考>当社社員（北海道ガス）の年齢構成および年代別男女構成（2024年3月31日現在）

積極的な新卒採用や女性採用の拡大により、30代以下の従業員数は5割弱を占めており、そのうち約3割が女性社員となっております。

【年齢構成】



【年代別男女構成】



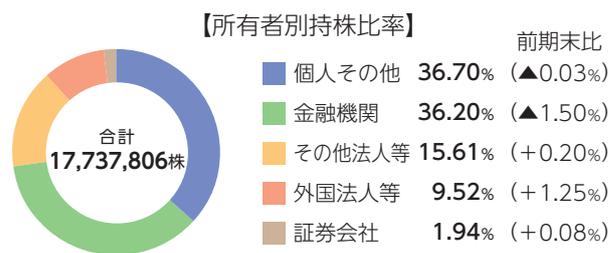
10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	4,549 百万円
株式会社北海道銀行	3,929
株式会社みずほ銀行	3,493
北海道信用農業協同組合連合会	2,665
株式会社日本政策投資銀行	2,293

2 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行株式数と株主数

項目	内容
発行可能株式総数	32,000,000株
発行済株式の総数	17,737,806株 (自己株式116,580株を含む)
株主数	8,698名 (うち個人その他8,377名)



2. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,400千株	7.94%
東京瓦斯株式会社	854	4.85
日本生命保険相互会社	686	3.89
株式会社北海道銀行	685	3.89
株式会社北洋銀行	685	3.89
北海道瓦斯従業員持株会	566	3.21
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	525	2.98
北海道信用農業協同組合連合会	495	2.81
札幌市	448	2.54
吉田知広	448	2.54

(注) 持株比率は自己株式(116,580株)を控除して計算しております。

3. その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、2024年9月30日を基準日、同年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施するとともに、同日付で当社定款第6条に定める発行可能株式総数を160百万株に変更することを決議いたしました。

4. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行回数 (発行時の個数)	新株予約権の数(保有者数)			目的となる 株式の種類と数	新株予約権1個当たり		新株予約権の 権利行使期間
	取締役	監査役	合計		発行価額	行使価額	
第1回新株予約権 (459個)	21個 (1名)	28個 (1名)	49個 (2名)	当社普通株式 980株	21,700円	20円	2017年5月14日から 2032年5月13日まで
第2回新株予約権 (432個)	22個 (1名)	30個 (1名)	52個 (2名)	当社普通株式 1,040株	20,900円	20円	2018年5月14日から 2033年5月13日まで
第3回新株予約権 (427個)	22個 (1名)	29個 (1名)	51個 (2名)	当社普通株式 1,020株	20,600円	20円	2019年5月16日から 2034年5月15日まで
第4回新株予約権 (358個)	38個 (2名)	26個 (1名)	64個 (3名)	当社普通株式 1,280株	23,300円	20円	2020年5月15日から 2035年5月14日まで
第5回新株予約権 (421個)	68個 (3名)	28個 (1名)	96個 (4名)	当社普通株式 1,920株	21,660円	20円	2021年5月14日から 2036年5月13日まで
第6回新株予約権 (394個)	74個 (3名)	27個 (1名)	101個 (4名)	当社普通株式 2,020株	23,300円	20円	2022年5月16日から 2037年5月15日まで
第7回新株予約権 (605個)	212個 (4名)	41個 (1名)	253個 (5名)	当社普通株式 5,060株	22,400円	20円	2023年5月14日から 2038年5月13日まで
第8回新株予約権 (724個)	262個 (5名)	44個 (1名)	306個 (6名)	当社普通株式 6,120株	22,580円	20円	2024年5月14日から 2039年5月13日まで
第9回新株予約権 (584個)	245個 (5名)	32個 (1名)	277個 (6名)	当社普通株式 5,540株	31,400円	20円	2025年5月16日から 2040年5月15日まで

(注) 1. 2018年10月1日付で行った株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は調整されており、1個当たり100株から20株に変更となっております。同様に、新株予約権1個当たりの行使価額も調整されております。
2. 新株予約権は社外取締役および監査役には割り当てておらず、監査役が保有している新株予約権は、取締役在任中に付与されたものです。
3. 新株予約権の権利行使の際には、当社の自己株式を充当することとしております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行回数 (発行決議日)	新株予約権の数(交付者数)			目的となる 株式の種類と数	新株予約権1個当たり		新株予約権の 権利行使期間
	取締役	執行役員等	合計		発行価額	行使価額	
第9回新株予約権 (2023年4月28日)	277個 (6名)	307個 (12名)	584個 (18名)	当社普通株式 11,680株	31,400円	20円	2025年5月16日から 2040年5月15日まで

(注) 1. 新株予約権を社外取締役および監査役には割り当てておりません。
2. 新株予約権の権利行使の際には、当社の自己株式を充当することとしております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	大槻 博		
代表取締役社長	川村 智郷	社長執行役員 監査部・リスク管理担当 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進本部長	
取締役	井澤 文俊	常務執行役員 経営企画本部長	北海道LNG株式会社 代表取締役社長
取締役	前谷 浩樹	常務執行役員 生産供給本部長 供給事業部長 保安推進部・技術開発研究所・人材開発センター担当	
取締役	金沢 明法	常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長	
社外取締役	岡田 美弥子		北海道大学大学院経済学研究院 教授
社外取締役	小磯 修二		
社外取締役	綿貫 泰之		北海道旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
監査役（常勤）	土谷 浩昭		
社外監査役（常勤）	松嶋 一重		
社外監査役	野崎 清史		

- (注) 1. 2023年6月27日開催の第177回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役の土谷浩昭氏、監査役の堤信之氏、鈴木貴博氏、井上唯文氏および綿貫泰之氏は退任し、綿貫泰之氏が新たに取締役に、土谷浩昭氏、松嶋一重氏および野崎清史氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 社外役員の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
3. 社外監査役の松嶋一重氏は株式会社日本政策投資銀行にて取締役常務執行役員を務めるなど、金融機関における長年の経験があり、財務および会計ならびに法務全般に関する専門的知見を有しております。
4. 当社は、岡田美弥子氏、小磯修二氏、綿貫泰之氏、松嶋一重氏および野崎清史氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員および社外監査役全員と会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額または1,000万円のいずれか高い額となります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。本契約は1年毎に契約更新しております。

- 当該保険契約の被保険者の範囲
当社取締役および監査役全員（子会社役員を含む）
- 当該保険契約の内容の概要
被保険者が職務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補償します。

4. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2022年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動の要素を取り入れた株式報酬により構成する。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬はストックオプションとし、事業年度ごとの業績に対する意識を高めるため役位に応じて設定した基準額に基づき、業績指標等を反映して個数を算定し、毎年一定の時期に割り当てる。

4. 金銭報酬の額および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど非金銭報酬のウェイトが高まる構成とする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、非金銭報酬は10%以内とする。（業績指標100%達成の場合）

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の金銭報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。また、非金銭報酬は、代表取締役会長の提案を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。なお、いずれの場合も、代表取締役会長を置かないときは、代表取締役社長がその任にあたる。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	173 (23)	166 (23)	7 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	46 (28)	46 (28)	- (-)	7 (5)
合計 (うち社外役員)	220 (52)	212 (52)	7 (-)	16 (8)

- (注) 1. 上記の人数および金額には、2023年6月27日開催の第177回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役4名を含んでおります。
2. 非金銭報酬の内容はストックオプションとして付与した新株予約権であり、割当の際の条件等は「[3](#)4.当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。なお、当該報酬は、前年度の連結営業利益率（2022年度実績7.6%）に基づき算定しております。また、当事業年度における交付状況は、「[2](#)4.(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況」に記載しております。
3. 非金銭報酬の金額は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役7百万円）です。
4. 役員の見金報酬の額は、2006年6月29日開催の第160回定時株主総会において、取締役は年額3億円以内、監査役は年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役2名）、監査役の員数は5名（うち、社外監査役3名）です。また、2014年6月25日開催の第168回定時株主総会において、取締役に対し前記金銭報酬限度額の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権の割当（社外取締役は対象外）を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役2名）です。
5. 取締役会は、代表取締役会長大槻 博氏に対し各取締役の見金報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループの経営状況等を最も熟知しており、総合的に各取締役の見金報酬額を決定できると判断したためです。

5. 社外役員に関する事項

役員区分	氏名	取締役会 出席状況	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	岡田 美弥子	13/13回 (100%)	取締役会では、経営学の分野に関する専門的な知識と豊富な経験に基づき、独立かつ客観的な立場から積極的に意見を述べており、経営の監督と当社経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
	小磯 修二	12/13回 (92%)	取締役会では、地域経済・地域振興の分野に関する専門的な知識と豊富な経験に基づき、独立かつ客観的な立場から積極的に意見を述べており、経営の監督と当社経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
	綿貫 泰之	10/11回 (90%)	取締役会では、会社経営全般にわたる高い見識と豊富な経験に基づき、独立かつ客観的な立場から積極的に意見を述べており、経営の監督と当社経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

事業報告

役員区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
社外監査役	松嶋 一重	11/11回 (100%)	10/10回 (100%)	金融機関における長年の経験と、財務および会計ならびに法務全般に関する知見に基づき、独立かつ客観的立場から有益な発言を行うなど、当社の業務執行を適切に監査しております。
	野崎 清史	11/11回 (100%)	10/10回 (100%)	地方自治体における地域社会に関する高い見識と地方公営企業の経営に係る豊富な経験に基づき、独立かつ客観的立場から有益な発言を行うなど、当社の業務執行を適切に監査しております。

(注) 綿貫泰之氏、松嶋一重氏および野崎清史氏については、取締役および監査役に就任後の状況を記載しております。

<ご参考> 2024年4月1日現在の執行役員体制は次のとおりです。

社長執行役員	川村 智郷	監査部・リスク管理担当 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進本部長	執行役員	後藤 隆一郎	設備技術サービス事業部長 設備技術部長
常務執行役員	井澤 文俊	経営企画本部長 北海道LNG株式会社 代表取締役社長	執行役員	今城 忠宣	環境・地域共創推進部長
常務執行役員	前谷 浩樹	生産供給本部長 保安推進部・技術開発研究所・人材開発センター担当	執行役員	澁谷 聡	生産事業部長 石狩LNG基地所長
常務執行役員	金沢 明法	エネルギーサービス事業本部長	執行役員	宮本 伸司	監査部長
常務執行役員	八木 渉	総務人事部担当 総務人事部長 北ガスサービス株式会社 代表取締役社長	執行役員	芥川 直寛	経営企画部長
執行役員	山岸 泰	函館支店長	執行役員	金田 幸一郎	第一営業部長
執行役員	栗田 哲也	エネルギーシステム部長			

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額
40百万円
- (2) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額（(1)の金額を含む）
49百万円

(注) 1. 当社の監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告聴取を通じて、監査計画の内容や従前からの職務執行状況の妥当性・適切性を確認し、報酬見積りの算出根拠など精査・検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項および同条第2項に基づく同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 日本公認会計士協会の倫理規則の改正に伴い、当事業年度より報酬等の集計範囲等は当該倫理規則と同一のものに変更しております。
4. 上記(2)の対象となる子会社は、株式会社北海道熱供給公社および北海道LNG株式会社の2社であります。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、ガス事業託送収支計算規則に基づく証明書発行業務を、非監査業務として委託し対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の監査の品質、監査の有効性・効率性を総合的に勘案して、適正な会計監査が期待できることを会計監査人の選考基準としております。監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、前記の選考基準に照らし、監査役会にて審議のうえ、適正な会計監査が期待できないと判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

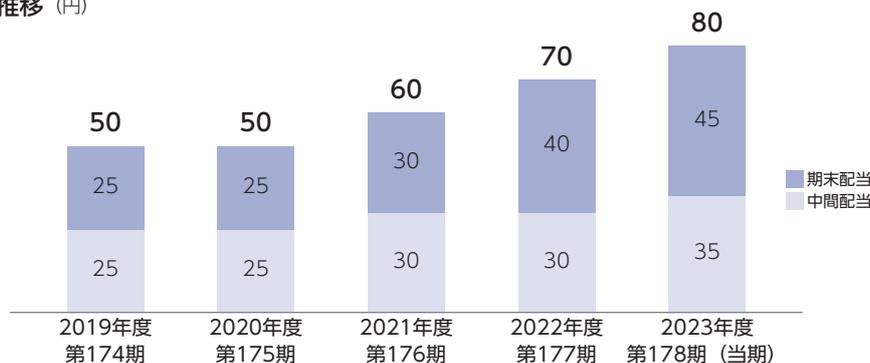
剰余金の配当等につきましては、「配当推移」のとおり継続かつ安定的に配当を行うことを基本としております。

その上で、将来への成長投資として、情報プラットフォーム基盤整備、再生可能エネルギーの導入拡大、技術開発等継続的な投資が求められ、加えて昨今の世界の政治経済の状況から、有利子負債の削減等も急がれることを踏まえ、連結配当性向につきましては、30%を目標水準とし、引き続き株主さまへの適切な利益還元に努めてまいります。

このような方針のもと、当事業年度の剰余金の配当につきましては、一株につき35円の間配当を実施するとともに、期末配当につきましては、直近の業績動向を総合的に勘案し、一株につき45円と決定いたしました。これにより、当事業年度の年間配当は、前事業年度と比べて10円増配の、一株につき80円となります。

(注) 1. 第162回定時株主総会の決議により、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。
2. 中間配当については2023年10月31日開催の取締役会、期末配当については2024年5月28日開催の取締役会においてそれぞれ決議いたしました。

配当推移 (円)



6 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

上記の体制（内部統制システム）の整備について、取締役会において決議した内容およびその運用状況の概要は、以下のとおりであります。なお、内部統制システムの運用状況については、2024年4月26日開催の取締役会において、適切に運用されている旨の報告をしております。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および従業員は、反社会的な勢力に屈せず毅然とした対応をとることを含め、北ガスグループ倫理方針・北ガスグループ行動規範を遵守し、誠実かつ公正な事業運営を行う。
- ②取締役会は、取締役会規則を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督する。
- ③取締役会は、社外取締役、社外監査役の招聘により、経営の客観性・透明性を確保する。
- ④取締役は、財務報告にかかわる信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告にかかわる内部統制の運用、評価を行う体制を整備する。
- ⑤監査役は、取締役の職務執行に関して、監査役会で定める監査役監査基準に基づき、監査を行う。
- ⑥会計監査人は、会計に関する取締役の職務執行に関して、企業会計審議会で定める監査基準に基づき、監査を行う。
- ⑦監査部は、内部監査規程に従い、業務、会計、情報システム等にかかわる諸状況について独立的な立場で監査を行う。
- ⑧取締役会が決定した基本方針に基づき、経営会議は、内部統制システムを整備する。内部統制を効果的に推進するために統制機能を統括する内部統制推進グループを設置し、コンプライアンスの徹底を図る。
- ⑨コンプライアンスに関して、従業員等からの相談・通報窓口を設置し、未然防止と早期解決の実効性を確保する。

<当該体制の運用状況>

- ・当社は、取締役および従業員に対し、当社グループの倫理法令遵守に対する取り組み姿勢を示した北ガスグループ倫理方針と従業員のとるべき行動や判断基準を示した北ガスグループ行動規範を定め、北ガスグループ各社共通の規範として運用しております。
- ・当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、加えて社外監査役2名を含む監査役3名が出席することにより、意思決定および監督の実効性を確保しております。また、監査役監査、会計監査および内部監査を通じて、当社グループの取締役および従業員の職務が法令および定款に基づき執行されていることを確認しております。
- ・当社は、従業員のコンプライアンス意識向上に向け、グループ全体での階層別の教育やハラスメント教育、社内広報誌やイントラネットを活用した周知・啓発といった取り組みを継続的に実施しております。また、「北ガスグループ倫理相談・通報制度管理規程」に基づき、当社グループ全体の内部通報・相談窓口のほか、主要なグループ各社にも窓口を設け、当社グループの事業活動におけるリスクの現実化の未然防止と早期発見・早期解決に努めております。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行にかかわる情報については、取締役会規則、稟議規程等に従って議事録、稟議書その他定められた文書を作成し、また、文書管理規程等に基づいて、定められた期間これを保存するなど適切に管理する。

<当該体制の運用状況>

- ・当社は、取締役会、常務会および経営会議等の議事録、会議資料および稟議書等を、取締役会規則をはじめとした各会議の規程および文書管理規程等に基づき作成し、適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①内部統制規程に定めた内部統制推進体制において、当社およびグループ各社における事業目標達成の阻害要因を明らかにし、継続的に改善を図る。
- ②災害等のリスクへの措置については、保安規程、防災業務規程等に従い所定の体制およびBCP（事業継続計画）を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ③業務遂行に伴うリスクのうち、コンプライアンスに関するものは北ガスグループ倫理管理規程等に従い、情報セキュリティに関するものは北ガスグループ情報管理規程等に従うことで、迅速かつ適切な対応を図る。
- ④その他の損失リスクについては、必要に応じてリスクヘッジに関するマニュアル等を整備し、当該リスクの軽減等に取り組む。

<当該体制の運用状況>

- ・当社は、リスク管理、コンプライアンス管理、情報管理について、それぞれグループ共通規程を定め、厳正な管理を行っています。
- ・ガス施設にかかわる災害予防対策、災害緊急措置および災害復旧のための諸施策の基本を定めた防災業務規程において非常災害時の体制を明記し、非常災害時に円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることができるよう定期的な教育・訓練を実施するとともに、地震等の大規模な自然災害の発生や感染症拡大による事業中断等の影響を最小限に留めるために、BCP（事業継続計画）を整備しております。
- ・北ガスグループにおけるサイバー攻撃への対応組織として「北ガスグループCSIRT（Computer Security Incident Response Team）」を設置し、インシデント発生時の被害を最小限に留めるための体制を構築するとともに、グループ全従業員へのセキュリティ教育の実施や標的型攻撃メール訓練の実施、情報機器管理の強化等、情報セキュリティ対策の取り組みを進めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化する。
- ②取締役および執行役員の職務を効率的に行うために、職制、業務分掌・職責権限規程等の社内規程を整備する。

<当該体制の運用状況>

・当社の取締役会は、原則月1回開催しており、社外取締役の客観的な発言により、客観性・透明性を確保するとともに、会議資料を事前配付し議論の質を高めるなど、取締役会の意思決定・監督機能の充実を図っております。また、原則毎週、執行役員等で構成された常務会または経営会議を開催する中で、取締役会付議事項以外の業務執行に関わる重要事項を決定しており、明確な責任のもと迅速な意思決定に努めております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社に関する重要な事項は、当社の取締役会において決議する。
- ②グループ全体の健全な発展を図るため、当社と重要な子会社で構成するグループ経営会議を定期的に開催する。
- ③当社の経営企画部が、統括管理部門として、関係会社管理規程に則り、関係会社の管理と指導を行う。また、当社の監査部が内部監査規程、関係会社管理規程に則り、関係会社の内部監査を行う。
- ④当社の監査役、会計監査人は、法令の定めに基づき、定期的に重要な子会社の調査を行う。
- ⑤グループ全体に適用される内部統制規程を定め、グループ一体として統制を図る。北ガスグループ内部統制連絡会議を設置し、グループ各社への徹底を図る。
- ⑥グループ会社が営業成績・財務・経理・人事その他の経営上の重要事項を報告する手順を、関係会社管理規程に定める。また、リスクが発現した場合の情報伝達方法を北ガスグループ内部統制規程に定める。
- ⑦グループ全体のリスクマネジメントシステムを構築し、それに則りグループ各社がリスク管理を実施することを北ガスグループ内部統制規程に定める。
- ⑧中長期経営戦略の策定とそれに基づく主要経営目標の設定を行い、進捗についてはグループ経営会議等で定期的な実績管理を行うことにより、効率的かつ効果的な職務執行を確保する。
- ⑨グループ全体に適用される北ガスグループ倫理方針を定めるとともに、北ガスグループ倫理相談・通報窓口を設置する。

<当該体制の運用状況>

・当社は、取締役会、常務会、経営会議およびグループ経営会議において、子会社に関する重要事項を審議・決定するとともに、経営企画部が関係会社管理規程に基づき、日々の子会社の業務執行を管理しております。また、監査計画に基づき、監査役、会計監査人および監査部による子会社の監査を定期的実施しております。

・また、北ガスグループが一体となって内部統制を推進するために、子会社各社との情報交換および決定事項の報告等を行うことを目的とする北ガスグループ内部統制連絡会議を設置し、定期的な情報共有を行っています。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務執行および監査役会を補助すべき従業員として、専従スタッフを選任する。
- ②専従スタッフは、監査役の指揮命令に従うことを業務分掌・職責権限規程に定めるとともに、監査役からの指揮命令に従って職務を遂行する。
- ③専従スタッフの人事管理に関する事項については、監査役の同意を得る。

<当該体制の運用状況>

・当社は、監査役専従の従業員を配置した、執行部門から独立した監査役室を設置しており、当該従業員は業務分掌・職責権限規程のほか監査役会が定める規程等に基づき、監査業務を補助しております。なお、当該従業員の異動等の人事事項は監査役と協議のうえ決定しております。

(7) 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ①監査役は、職務執行に必要な事項に関して、随時、取締役および従業員に対して報告を求められることができる。
- ②監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な決定や報告の把握ができ、また、各議事録、稟議書等の重要な書類を閲覧できる。

<当該体制の運用状況>

・当社の監査役は、取締役会のほか常務会および経営会議に出席するとともに、これらの会議の議事録のほか全社の稟議書を閲覧し、職務執行に必要な事項に関しては、随時取締役および従業員に対して報告を求め、監査の実効性の向上を図っております。

- ③取締役は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、これを直ちに監査役に報告する。
- ④グループ会社の監査役、当社の経理部長および関係会社管理を担当する経営企画部長は、四半期ごとにグループ会社の状況について、監査役に報告する。
- ⑤当社の監査部は、グループ会社のリスク、コンプライアンスおよび内部通報情報等について、必要に応じ監査役に報告する。
- ⑥監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けない旨を北ガスグループ内部統制規程に定める。

加えて監査部は、リスクマネジメントおよび内部通報制度等の運用状況について監査役へ報告しております。また、従業員等が監査役へ報告したことを理由に不利益な取り扱いを受けた場合には、その内容について調査を行い、不利益に対し回復措置を求めることができる旨を定めております。

(8) 監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他当職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役職務の執行について生じる費用等について、毎年、適切な予算を設ける。

<当該体制の運用状況>

- ・当社は、監査役職務の執行に伴い生じる費用について、執行部門から独立した監査役室において予算を計上しております。

(9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、職務執行に必要な事項に関して、随時、取締役および従業員に対して報告を求めることができる。取締役会は、監査役が会計監査人、グループ会社の監査役および内部監査部門等と連携し、監査役職務の執行が実効的に行われることを確保する。

<当該体制の運用状況>

- ・当社の監査役は、監査役監査基準に基づき、代表取締役との定期的な会合を行うとともに、必要に応じ、取締役および従業員から業務執行の報告を求めることができることとしております。また、グループ会社の監査役、会計監査人および監査部等と連携・調整することにより、実効性のある監査を実施しております。

本事業報告に記載の金額および株式に関する事項等につきましては、記載した数値未満の端数がある場合、原則としてこれを切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	139,697	固定負債	71,922
有形固定資産	119,479	社債	43,500
製造設備	22,775	長期借入金	16,095
供給設備	41,779	再評価に係る繰延税金負債	553
業務設備	12,033	退職給付に係る負債	4,813
その他の設備	38,861	ガスホルダー修繕引当金	126
建設仮勘定	4,029	保安対策引当金	891
無形固定資産	4,964	器具保証引当金	1,343
その他	4,964	熱供給事業設備修繕引当金	203
投資その他の資産	15,254	リース債務	2,736
投資有価証券	8,201	その他	1,659
退職給付に係る資産	944	流動負債	35,442
繰延税金資産	2,098	1年以内に期限到来の固定負債	6,830
その他	4,025	支払手形及び買掛金	4,150
貸倒引当金	△16	未払法人税等	3,000
流動資産	46,668	その他	21,461
現金及び預金	9,469	負債合計	107,365
受取手形、売掛金及び契約資産	21,072	(純資産の部)	
商品及び製品	612	株主資本	73,458
原材料及び貯蔵品	9,137	資本金	7,515
その他	6,427	資本剰余金	5,256
貸倒引当金	△51	利益剰余金	60,844
資産合計	186,366	自己株式	△157
		その他の包括利益累計額	3,361
		その他有価証券評価差額金	3,199
		土地再評価差額金	248
		退職給付に係る調整累計額	△86
		新株予約権	70
		非支配株主持分	2,110
		純資産合計	79,001
		負債純資産合計	186,366

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		173,885
売上原価		124,797
売上総利益		49,087
供給販売費及び一般管理費		33,492
営業利益		15,595
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	248	
持分法による投資利益	298	
受取賃貸料	269	
その他	320	1,151
営業外費用		
支払利息	409	
出向社員費用	195	
減損損失	198	
その他	59	863
経常利益		15,883
税金等調整前当期純利益		15,883
法人税、住民税及び事業税	4,689	
法人税等調整額	△434	4,255
当期純利益		11,628
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		11,627

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	7,515	5,256	50,539	△160	63,150	2,574	248	△146	2,677	58	2,109	67,996
当期変動額												
剰余金の配当			△1,321		△1,321							△1,321
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,627		11,627							11,627
自己株式の取得				△3	△3							△3
自己株式の処分			△1	6	5							5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						625	－	59	684	11	0	697
当期変動額合計	－	－	10,304	2	10,307	625	－	59	684	11	0	11,004
当期末残高	7,515	5,256	60,844	△157	73,458	3,199	248	△86	3,361	70	2,110	79,001

連結注記表 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	7社
主要な連結子会社の名称	
北ガスジェネックス(株)、北ガスサービス(株)、北ガスジープレックス(株)、(株)エナジーソリューション、(株)北海道熱供給公社、北海道LNG(株)、北ガスフレアスト(株)	
 - (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	
北ガスフレアスト北見(株)、酪農協販商事(株)、北ガスライフフロント(株)、日南産業(株)	
連結の範囲から除いた理由	
非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)、及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。	
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数	なし
持分法を適用した関連会社の数	9社
主要な会社等の名称	
(株)エネルギーサプライ、(株)サッポロエネルギーサービス、北ガスフレアスト北(株)、北ガスフレアスト函館北(株)、北ガスフレアスト函館南(株)、苫小牧バイオマス発電(株)、釧路エールエヌジー(株)、石狩LNG棧橋(株)、室蘭ガス(株)	
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社	
主要な会社等の名称	
北ガスフレアスト北見(株)、酪農協販商事(株)、北ガスライフフロント(株)、日南産業(株)	
持分法を適用しない理由	
持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。	
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北ガスフレアスト(株)の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたり、北ガスフレアスト(株)につきましては12月31日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	
時価法	
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	
市場価格のない株式等	
移動平均法による原価法	
 - ② デリバティブ

時価法	
-----	--
 - ③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産	
主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)	
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、当社の千歳支店、石狩LNG基地並びに供給設備のうち天然ガス用設備、熱供給事業用設備、再生可能エネルギー発電関連設備及び一部の連結子会社は、定額法によっております。	
また、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。	

- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|--------|
| 建物及び構築物 | 3~50年 |
| 導管 | 13~22年 |
| 機械装置及び工具器具備品 | 2~22年 |
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。	
但し、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	
 - ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
 - ④ 長期前払費用

均等償却をしております。	
--------------	--
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	
---	--
 - ② ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。	
--	--
 - ③ 保安対策引当金

ガス事業の保安の確保に要する費用の支出に備えるため、お客さまがガスをご使用にならない経年管等の対策に要する費用の見積額を計上しております。	
---	--
 - ④ 器具保証引当金

販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、翌事業年度以降の費用発生の見積額を計上しております。	
--	--
 - ⑤ 熱供給事業設備修繕引当金

熱供給事業設備の定期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。	
---	--
 - (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。	
① 都市ガス事業	
都市ガス事業においては、主に顧客へ都市ガスの供給・販売を行っております。当該ガス供給・販売については、「ガス事業会計規則」(1954年通商産業省令第15号)に則り、検針日基準にて収益を認識しております。	
※検針日基準：毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を当月分の収益とする。	
② 電力事業	
電力事業においては、主に顧客へ電力の販売を行っております。当該電力販売については、顧客が電力を使用した時点で収益を認識することとしております。なお、実際に顧客が使用した電力量は、毎月の検針にて確定することから、決算月の検針日から決算日までに生じた収益については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第103-2項に基づいた方法にて見積ることにより認識しております。	
これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。	
 - (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法	
・退職給付見込額の期間帰属方法	
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。	

連結計算書類

- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（1年）による定額法により費用処理しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払法人税等」（前連結会計年度2,988百万円）は、重要性が高まったため、当連結会計年度は独立掲記しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、一部の建物の解体時におけるアスベスト除去費用に係る資産除去債務について、工事費用の増加等の新たな情報の入手に伴い、金額の変更を行いました。

この見積りの変更による増加額324百万円を変更前の資産除去債務に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が324百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 事業用土地の再評価

当社グループは、土地再評価法（「土地の再評価に関する法律」1998年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価格に合理的な調整を行う方法及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 562百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 275,840百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 担保提供資産
その他の設備（工場財団他） 2,010百万円
- (2) 担保に対応する債務
長期借入金 111百万円
（うち1年以内に期限到来の固定負債 39百万円）

4. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。
受取手形 195百万円
売掛金 19,486百万円
契約資産 1,296百万円

5. 契約負債

流動負債「その他」のうち、契約負債の残高は以下のとおりです。

契約負債 850百万円

6. その他

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形 37百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 17,737,806株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 5月31日 取締役会	普通株式	704	40.0	2023年 3月31日	2023年 6月6日
2023年 10月31日 取締役会	普通株式	616	35.0	2023年 9月30日	2023年 12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 5月28日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	792	45.0	2024年 3月31日	2024年 6月3日

3. 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 42,600株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、グループ全体の資金効率を高める目的で、キャッシュ・マネジメント・システムによるグループ金融を実施しております。グループ各社の営業性資金を当社に集中し、不足額の資金調達に関しては、主に当社の社債等の直接調達及び金融機関からの間接調達により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信開始時の信用調査にてリスクの低減を図っております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債・借入金等の用途は主に設備投資に係る長期資金であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、当連結会計年度の末日において変動金利の借入金はありません。なお、変動金利の借入を行う場合には、当該リスクをヘッジすることを目的として、金利スワップ取引を実施することがあります。

外貨建営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を実施しております。なお、金利スワップ・為替予約等デリバティブ取引は、社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

また、営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません（※2参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	5,064	5,064	-
(2) 社債	(47,000)	(45,715)	(△1,284)
(3) 長期借入金	(19,031)	(18,810)	(△221)

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,137

(※3) 1年以内に期限到来の固定負債に含まれている長期借入金は、注記上、長期借入金に一括して掲記しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	5,064	-	-	5,064

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	45,715	-	45,715
長期借入金	-	18,810	-	18,810

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	631	5,064	4,432
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
合計		631	5,064	4,432

(2) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの：該当するものはありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	ガス	電力	エネルギー 関連	計		
一時点で移転される財及びサービス	19,814	-	20,588	40,402	1,207	41,609
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	84,421	30,190	16,088	130,700	157	130,857
顧客との契約から生じる収益	104,235	30,190	36,676	171,102	1,364	172,466
その他の収益	-	-	1,419	1,419	-	1,419
外部顧客への売上高	104,235	30,190	38,095	172,521	1,364	173,885

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、ITソリューション、不動産及び保険代理業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	18,523
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	19,682
契約資産 (期首残高)	1,079
契約資産 (期末残高)	1,296
契約負債 (期首残高)	1,377
契約負債 (期末残高)	850

契約資産は、主に電力販売において合理的に見積り認識した決算月の検針日から決算日までの収益にかかる未請求売掛金です。契約資産は、次月の検針に基づく請求時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主にガス工事・器具販売契約における顧客からの前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,186百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 4,359円53銭
2. 1株当たり当期純利益 659円92銭

重要な後発事象に関する注記

株式分割及び定款の一部変更

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割および定款の一部変更について決議いたしました。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上および投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2024年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、5株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	17,737,806 株
今回の分割により増加する株式数	70,951,224 株
株式分割後の発行済株式総数	88,689,030 株
株式分割後の発行可能株式総数	160,000,000 株

③分割の日程

基準日公告日（予定）	2024年9月13日（金）
基準日	2024年9月30日（月）
効力発生日	2024年10月1日（火）

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年10月1日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。（下線部が変更箇所）

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>3,200</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>16,000</u> 万株とする

(3) 変更の日程

取締役会決議日 2024年4月26日（金）
効力発生日 2024年10月1日（火）

3. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 期末配当金について

今回の株式分割は 2024年10月1日を効力発生日としており、2024年3月31日を基準日とする2024年3月期の期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	747.28円	871.91円
1株当たり当期純利益	113.12円	131.98円

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	120,729	固定負債	66,956
有形固定資産	97,415	社債	43,500
製造設備	20,681	長期借入金	15,939
供給設備	43,435	再評価に係る繰延税金負債	553
業務設備	11,632	退職給付引当金	3,695
附帯事業設備	18,087	資産除去債務	271
建設仮勘定	3,578	ガスホルダー修繕引当金	126
無形固定資産	4,954	保安対策引当金	891
その他無形固定資産	4,954	器具保証引当金	1,343
投資その他の資産	18,359	固定資産除去損失引当金	181
投資有価証券	6,664	その他固定負債	453
関係会社投資	5,920	流動負債	34,775
関係会社長期貸付金	1,887	1年以内に期限到来の固定負債	6,369
長期前払費用	865	買掛金	1,711
前払年金費用	922	未払金	4,774
繰延税金資産	1,065	未払費用	4,113
その他投資	1,039	未払法人税等	2,460
貸倒引当金	△4	前受金	1,192
流動資産	44,580	預り金	65
現金及び預金	6,854	関係会社短期債務	6,457
受取手形	110	工事損失引当金	160
売掛金	17,419	固定資産除去損失引当金	21
関係会社売掛金	1,034	コマーシャル・ペーパー	6,000
未収入金	516	その他流動負債	1,447
製品	29	負債合計	101,731
原料	8,080	(純資産の部)	
貯蔵品	936	株主資本	60,064
前払費用	462	資本金	7,515
関係会社短期債権	6,448	資本剰余金	5,275
その他流動資産	2,730	資本準備金	5,275
貸倒引当金	△42	利益剰余金	47,430
資産合計	165,310	利益準備金	775
		その他利益剰余金	46,654
		別途積立金	13,600
		繰越利益剰余金	33,054
		自己株式	△157
		評価・換算差額等	3,444
		その他有価証券評価差額金	3,195
		土地再評価差額金	248
		新株予約権	70
		純資産合計	63,578
		負債純資産合計	165,310

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	金額
ガス事業売上高		
ガス売上	84,876	
事業者間精算収益	136	85,012
売上原価		
期首たな卸高	36	
当期製品製造原価	53,037	
当期製品自家使用高	2,914	
期末たな卸高	29	50,131
売上総利益		34,881
供給販売費	24,944	
一般管理費	2,367	27,311
事業利益		7,570
営業雑収益		
受注工事収益	3,552	
その他営業雑収益	9,401	12,953
営業雑費用		
受注工事費用	3,386	
その他営業雑費用	8,782	12,169
附帯事業収益		53,288
附帯事業費用		47,577
営業利益		14,065
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	260	
受取賃貸料	315	
試運転収入	92	
雑収入	157	864
営業外費用		
支払利息	96	
社債利息	322	
出向社員費用	267	
減損損失	133	
支払負担金	205	
雑支出	27	1,053
経常利益		13,876
税引前当期純利益		13,876
法人税等	3,995	
法人税等調整額	△229	3,765
当期純利益		10,110

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	7,515	5,275	5,275	775	13,600	24,267	38,642
当期変動額							
剰余金の配当						△1,321	△1,321
当期純利益						10,110	10,110
自己株式の取得							
自己株式の処分						△1	△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	8,787	8,787
当期末残高	7,515	5,275	5,275	775	13,600	33,054	47,430

	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△160	51,273	2,573	248	2,822	58	54,154
当期変動額							
剰余金の配当		△1,321					△1,321
当期純利益		10,110					10,110
自己株式の取得	△3	△3					△3
自己株式の処分	6	5					5
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			622	-	622	11	633
当期変動額合計	2	8,790	622	-	622	11	9,424
当期末残高	△157	60,064	3,195	248	3,444	70	63,578

個別注記表 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、千歳支店、石狩 LNG 基地並びに供給設備のうち、天然ガス用設備、熱供給事業用設備、及び再生可能エネルギー発電設備は定額法によっております。また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
導管	13～22年
機械装置及び工具器具備品	2～22年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

 - (4) 長期前払費用

均等償却しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの
時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ

時価法
 - (3) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

 - ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理することとしております。
 - 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。
 - 未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。
 - (3) ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見込額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

- (4) 保安対策引当金

ガス事業の保安の確保に要する費用の支出に備えるため、お客さまがガスをご使用にならない経年管等の対策に要する費用の見積額を計上しております。
- (5) 器具保証引当金

販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、翌事業年度以降の費用発生の見積額を計上しております。
- (6) 工事損失引当金

ガス機器工事に係る将来の損失発生に備えるため、当事業年度末の未引渡工事についての翌事業年度以降の損失発生見込額を計上しております。
- (7) 固定資産撤去損失引当金

有形固定資産の撤去費用に伴う支出に備えるため、支出見込額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

 - ① 都市ガス事業

都市ガス事業においては、主に顧客へ都市ガスの供給・販売を行っております。当該ガス供給・販売については、「ガス事業会計規則」（1954年通商産業省令第15号）に則り、検針日基準にて収益を認識しております。

※検針日基準：毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を当月分の収益とする。
 - ② 電力事業

電力事業においては、主に顧客へ電力の販売を行っております。当該電力販売については、顧客が電力を使用した時点で収益を認識することとしております。なお、実際に顧客が使用した電力量は、毎月の検針にて確定することから、決算月の検針日から決算日まで生じた収益については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第103-2項に基づいた方法にて見積ることにより認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書
前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めておりました「試運転収入」（前事業年度59百万円）、「営業外費用」の「雑支出」に含めておりました「支払負担金」（前事業年度82百万円）は、重要性が高まったため、当事業年度は独立掲記しております。

貸借対照表に関する注記

1. 事業用土地の再評価

当社は、土地再評価法（「土地の再評価に関する法律」1998年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価格に合理的な調整を行う方法及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	562百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額

	224,799百万円
--	------------

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	7,183百万円
仕入高	15,394百万円
営業取引以外の取引高	437百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 116,580株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因
繰延税金資産 退職給付引当金
繰延税金負債 その他有価証券評価差額金

関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員兼任等	事業上の関係				
関連会社	石狩LNG棧橋(株)	札幌市東区	240	設備の所有・賃貸等	所有直接50%	1名	設備の賃借	貸付金の回収利息の受取	139 13	関係会社長期貸付金	1,887

(注) 1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2.取引条件及び取引条件の決定方針等
*資金の貸付については、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,604円09銭
2. 1株当たり当期純利益 573円81銭

重要な後発事象に関する注記

株式分割及び定款の一部変更

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割および定款の一部変更について決議いたしました。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上および投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2024年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、5株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	17,737,806 株
今回の分割により増加する株式数	70,951,224 株
株式分割後の発行済株式総数	88,689,030 株
株式分割後の発行可能株式総数	160,000,000 株

③分割の日程

基準日公告日(予定)	2024年9月13日(金)
基準日	2024年9月30日(月)
効力発生日	2024年10月1日(火)

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年10月1日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部が変更箇所)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>3,200</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>16,000</u> 万株とする

(3) 変更の日程

取締役会決議日 2024年4月26日(金)
効力発生日 2024年10月1日(火)

3. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 期末配当金について

今回の株式分割は2024年10月1日を効力発生日としており、2024年3月31日を基準日とする2024年3月期の期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	614.10円	720.82円
1株当たり当期純利益	101.71円	114.76円

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

北海道瓦斯株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 中川 隆之

業務執行社員

指定社員 公認会計士 新島 敏也

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道瓦斯株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することを含む。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

北海道瓦斯株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 中川隆之

業務執行社員

指定社員 公認会計士 新島敏也

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道瓦斯株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第178期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第178期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を調査いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

北海道瓦斯株式会社 監査役会

監査役(常勤) 土谷 浩 昭 ㊟

社外監査役(常勤) 松嶋 一 重 ㊟

社外監査役 野崎 清 史 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位および担当		取締役のスキルマトリックス						
			取締役在任年数	取締役会出席回数	財務会計	リスクマネジメント	営業マーケティング	D X I C T	エネルギー全般にわたる技術的知見	省エネ再エネ脱炭素	
1 再任	 おおつき 大槻 ひろし 博	男性	代表取締役会長	26年	13/13回 (100%)	●	●	●		●	●
2 再任	 かわむら 川村 ちさと 智郷	男性	代表取締役社長 社長執行役員 監査部・リスク管理担当 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進本部長	2年	13/13回 (100%)	●	●		●		●
3 再任	 いざわ 井澤 ふみとし 文俊	男性	取締役 常務執行役員 経営企画本部長	7年	13/13回 (100%)	●	●				●
4 再任	 まえや 前谷 ひろき 浩樹	男性	取締役 常務執行役員 生産供給本部長 保安推進部・技術開発研究所・人材開発センター担当	5年	13/13回 (100%)		●		●	●	●
5 再任	 かなざわ 金沢 あきのり 明法	男性	取締役 常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長	4年	13/13回 (100%)		●	●			●
6 再任 社外 独立	 おかだ みやこ 岡田美弥子	女性	社外取締役	5年	13/13回 (100%)		●	●			
7 再任 社外 独立	 こいそ 小磯 しゅうじ 修二	男性	社外取締役	2年	12/13回 (92%)		●				●
8 再任 社外 独立	 わたぬき 綿貫 やすゆき 泰之	男性	社外取締役	1年	10/11回 (90%)		●	●			

(注) スキルマトリックスについては、取締役を求める基本スキルを各氏が保有していることを前提としつつ、そのなかでも特に期待するスキルを記載しております。

候補者番号 ^{おお} ^{つき} ^{ひろし}
1 **大 槻 博** (1949年7月11日生)

再任



取締役在任年数

26年

所有する当社株式の数

50,840株

取締役会出席回数

13/13回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年10月 当社入社
 1998年6月 同取締役
 2000年6月 同常務取締役
 2002年6月 同代表取締役副社長
 2008年4月 同代表取締役社長 社長執行役員
 営業本部長
 2015年10月 同代表取締役社長 社長執行役員
 エネルギーサービス事業本部長
 2021年4月 同代表取締役社長 社長執行役員
 監査部・リスク管理担当
 2022年6月 同代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

技術営業・生産供給などガス事業全般にわたる豊富な経験と高い知見を有し、2008年からは、代表取締役社長として当社グループの発展を牽引してまいりました。引き続き、取締役会議長として取締役会における業務執行の意思決定や監督機能の強化に寄与し、当社の中長期的な企業価値向上に優れた経営手腕を発揮することができると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 ^{かわ} ^{むら} ^ち ^{さと}
2 **川 村 智 郷** (1969年3月9日生)

再任



取締役在任年数

2年

所有する当社株式の数

3,900株

取締役会出席回数

13/13回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1992年4月 当社入社
 2017年4月 同エネルギー企画部長
 2020年4月 同次世代プラットフォーム検討プロジェクト部長
 2021年4月 同執行役員
 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進部長
 2022年4月 同執行役員
 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進本部長
 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進部長
 2022年6月 同代表取締役社長 社長執行役員
 監査部・リスク管理担当
 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

経営企画全般に加え、電力事業の立ち上げ、デジタルトランスフォーメーションの推進による事業構造の変革など、新たな分野での経験を積み重ねてまいりました。2022年6月からは、代表取締役社長として、北ガスグループ経営計画「Challenge 2030」を強力に推進し、当社の中長期的な企業価値向上に優れた経営手腕を発揮してグループを牽引できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 ^い ^{ざわ} ^{ふみ} ^{とし}
3 **井 澤 文 俊** (1964年12月19日生)

再任



取締役在任年数

7年

所有する当社株式の数

11,600株

取締役会出席回数

13/13回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
 2014年3月 同営業副本部長付 北ガスフレアスト南株式会社出向
 北ガスフレアスト南株式会社 代表取締役社長
 2015年4月 当社執行役員 企画部長
 2017年6月 同取締役 常務執行役員
 経営企画本部長 経営企画部長
 2019年6月 同取締役 常務執行役員
 経営企画本部長 経営企画部長
 北海道LNG株式会社 代表取締役社長 (現任)
 2021年4月 当社取締役 常務執行役員
 経営企画本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

取締役として経営企画全般、原料調達を担当しているほか、企業経営や財務における高い見識も有しており、再生可能エネルギーの開発や住宅賃貸事業、および北ガスグループ経営計画「Challenge 2030」の施策を着実に進めております。これらの豊富な経験をいかし、今後も経営課題の推進、安定的かつ適切な資源調達などに寄与できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 4	まえ や ひろ き 前谷 浩樹 (1967年8月12日生)	再任							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">取締役在任年数</td> <td style="text-align: center;">所有する当社株式の数</td> <td style="text-align: center;">取締役会出席回数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5年</td> <td style="text-align: center;">7,980株</td> <td style="text-align: center;">13/13回 (100%)</td> </tr> </table>	取締役在任年数		所有する当社株式の数	取締役会出席回数	5年	7,980株	13/13回 (100%)	
取締役在任年数	所有する当社株式の数	取締役会出席回数							
5年	7,980株	13/13回 (100%)							

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1991年 4月 当社入社
- 2014年 4月 同エネルギービジョンプロジェクト部長
- 2015年 4月 同執行役員
スマートエネルギーシステム&ネットワーク推進副本部長
エネルギービジョンプロジェクト部長
- 2019年 6月 同取締役 常務執行役員
エネルギーサービス事業本部長
- 2021年 4月 同取締役 常務執行役員
生産供給本部長
- 2023年 4月 同取締役 常務執行役員
デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進部担当
生産供給本部長 供給事業部長
保安推進部・技術開発研究所・人材開発センター担当
- 2024年 4月 同取締役 常務執行役員
生産供給本部長
保安推進部・技術開発研究所・人材開発センター担当 (現任)

取締役候補者とした理由

取締役としてエネルギーサービス事業本部長や生産供給本部長を歴任し、電力事業の立ち上げやデジタルトランスフォーメーション部門の立ち上げを担うなど、幅広く当社施策を主導いたしました。また、技術開発研究所の担当も担っており、当社の技術分野を牽引しております。これらの経験をいかし、今後も「安全・安心・安定供給」の強化や省エネ、脱炭素に係る技術開発の分野で経営に寄与できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号 5	かな ざわ あき のり 金沢 明法 (1964年8月8日生)	再任							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">取締役在任年数</td> <td style="text-align: center;">所有する当社株式の数</td> <td style="text-align: center;">取締役会出席回数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4年</td> <td style="text-align: center;">6,800株</td> <td style="text-align: center;">13/13回 (100%)</td> </tr> </table>	取締役在任年数		所有する当社株式の数	取締役会出席回数	4年	6,800株	13/13回 (100%)	
取締役在任年数	所有する当社株式の数	取締役会出席回数							
4年	6,800株	13/13回 (100%)							

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1988年 4月 当社入社
- 2008年 4月 同監査室長
- 2012年 4月 同千歳支店長
- 2014年 4月 同執行役員 営業企画部長
- 2017年 4月 同執行役員
フレアスト新会社担当
北ガスフレアスト株式会社 代表取締役社長
- 2020年 6月 当社取締役 常務執行役員
エネルギーサービス事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

グループ会社の経営経験と、本社・支店等で営業・マーケティングを担当するなどの豊富な経験を有し、エネルギーサービス事業において、着実な実績を上げております。今後もさらなる天然ガスの普及拡大・お客さまとの関係強化に加え、省エネサービスの推進などに寄与できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号 6	おか だ み や こ 岡田 美弥子 (1964年7月31日生)	再任	社外	独立							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">取締役在任年数</td> <td style="text-align: center;">所有する当社株式の数</td> <td style="text-align: center;">取締役会出席回数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5年</td> <td style="text-align: center;">2,500株</td> <td style="text-align: center;">13/13回 (100%)</td> </tr> </table>	取締役在任年数	所有する当社株式の数	取締役会出席回数		5年	2,500株	13/13回 (100%)			
取締役在任年数	所有する当社株式の数	取締役会出席回数									
5年	2,500株	13/13回 (100%)									

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 2001年 4月 北海道大学大学院経済学研究科 講師
- 2003年 4月 同助教
- 2007年 4月 同准教授
- 2018年 10月 北海道大学大学院経済学研究院 教授 (現任)
- 2019年 6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由等

北海道大学大学院経済学研究院の教授を務め、経営学の分野について専門的な知見と豊富な経験を有しており、2019年から当社社外取締役を務めております。今後も社外取締役として当該知見をいかして、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことで、コーポレートガバナンスの強化が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。

候補者番号 7 ^こ ^{いそ} ^{しゅう} ^じ 小磯 修二 (1948年5月14日生)

7

取締役在任年数

2年

所有する当社株式の数

900株

再任 社外 独立

取締役会出席回数

12/13回 (92%)



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年 4月 北海道開発庁 入庁
1989年 4月 北海道開発局 国際室長
1999年 4月 釧路公立大学教授 地域研究センター長
2008年 4月 釧路公立大学学長
2012年 9月 北海道大学公共政策大学院 特任教授
2017年 4月 一般社団法人 地域研究工房 代表理事 (現任)
2020年 4月 北海道大学公共政策大学院 客員教授
2020年 6月 公益社団法人 北海道観光振興機構 会長
2022年 6月 当社社外取締役 (現任)
2023年 4月 北海道文教大学 特任教授 地域創造研究センター長 (現任)

社外取締役候補者とした理由等

北海道開発庁企画調整官や釧路公立大学学長を歴任するなど、地域経済・地域振興について専門的な知見と豊富な経験を有しており、2022年から当社社外取締役を務めております。今後も社外取締役として当該知見をいかして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことで、コーポレートガバナンスの強化が期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。

候補者番号 8 ^{わた} ^{ぬき} ^{やす} ^{ゆき} 綿貫 泰之 (1962年1月8日生)

8

取締役在任年数

1年

所有する当社株式の数

—

再任 社外 独立

取締役会出席回数

10/11回 (90%)



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月 日本国有鉄道に入る
2005年 6月 北海道旅客鉄道株式会社
鉄道事業本部 営業推進本部営業部長
2011年 11月 同取締役 総務部長
2016年 6月 同取締役 函館支社長
2018年 6月 同常務取締役 総合企画本部長
2020年 6月 同取締役副社長
2021年 6月 当社社外監査役
2022年 6月 北海道旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 (現任)
2023年 6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由等

2022年から北海道旅客鉄道株式会社の代表取締役社長を、また、2021年からは当社社外監査役および社外取締役を務めております。企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことで、コーポレートガバナンスの強化が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡田美弥子氏、小磯修二氏および綿貫泰之氏は社外取締役の候補者です。
3. 社外取締役候補者の各氏と当社との間では会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しており、各氏が選任された場合は当該契約を継続する予定です。なお、各氏との当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、それぞれ法令に定める最低責任限度額または1,000万円のいずれか高い額となります。
4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は当社ウェブサイトに掲載している第178回定時株主総会招集ご通知の事業報告「[3](#) 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠社外監査役候補者は次のとおりであります。

とみ かわ やす し 富川 泰志 (1962年3月23日生)	社外 独立	
所有する当社株式の数		
—		

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1996年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
野田総合法律事務所勤務
- 2000年4月 旭川弁護士会に登録替
富川法律事務所を開設 同所長（現任）
- 2009年4月 旭川弁護士会会長
日本弁護士連合会理事
- 2015年10月 旭川地方裁判所および旭川簡易裁判所民事調停委員

補欠社外監査役候補者とした理由

長きにわたり弁護士を務め、法令についての高度な能力・見識に基づき、社外監査役として適切に職務を遂行できるものと判断したことから、補欠社外監査役候補者としたしました。当社は、同氏が選任され、社外監査役に就任した場合に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、同氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を新たに締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額または1,000万円のいずれが高い額となります。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は当社ウェブサイトに掲載している第178回定時株主総会招集ご通知の事業報告「[3](#) 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。同氏が選任され、社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

当社の取り組み

～ 北ガス札幌発電所を中心とする周辺地区への電力・熱供給ネットワークの構築について ～

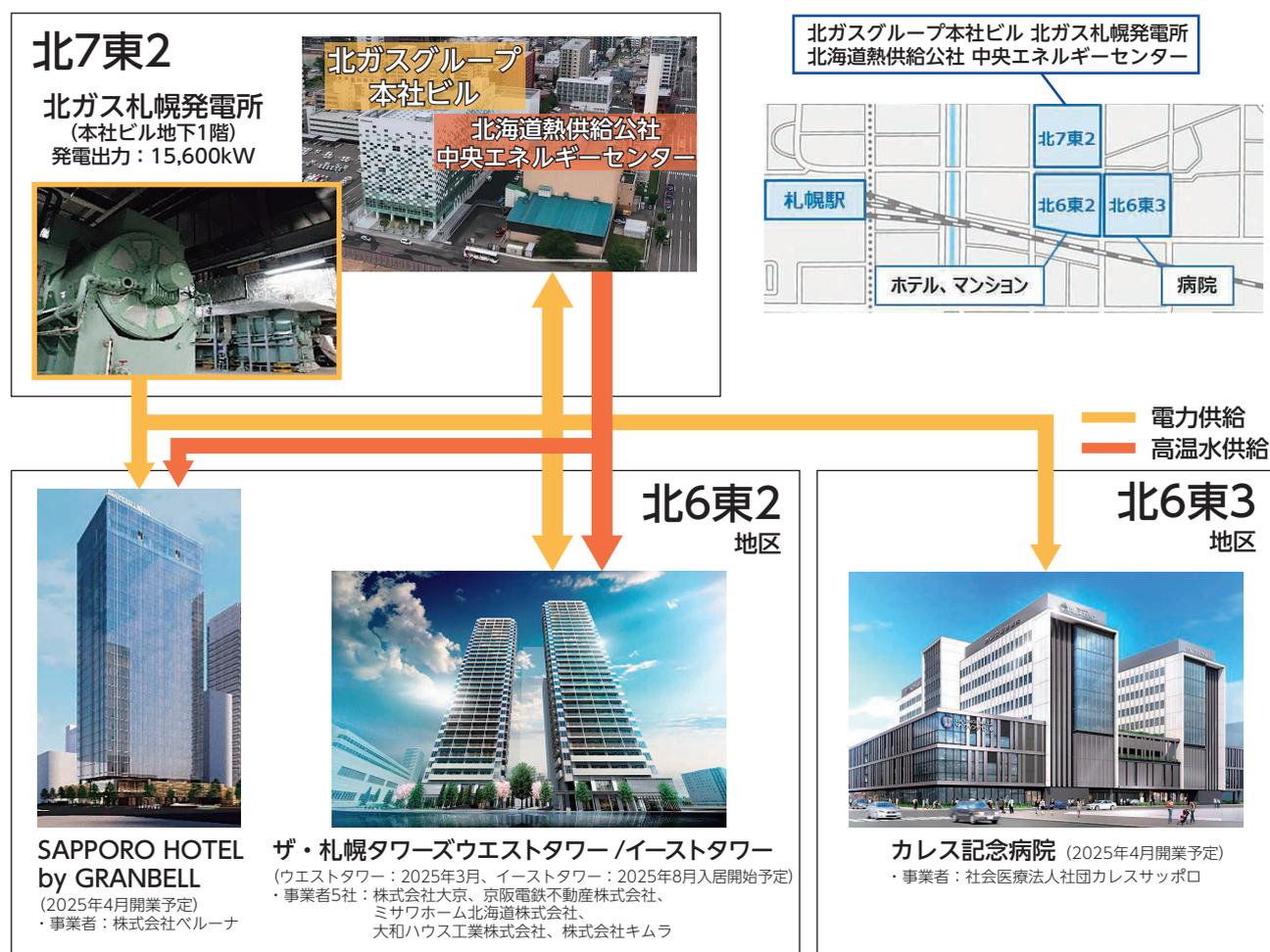
当社グループは、札幌市東区北6条東2丁目・東3丁目で建設が進む地区計画における各施設に、電力や高温水を直接供給する予定です。

北ガス札幌発電所の高効率天然ガスコージェネレーション（CGS）から電力を自営線により直接供給するとともに、北海道熱供給公社「中央エネルギーセンター」からは天然ガスと木質バイオマスに加え、北ガス札幌発電所の発電排熱を活用して製造した高温水を一括供給します。これにより街区内のCO₂排出量を約2割*削減いたします。また、停電時でもCGSから周辺施設への電力の供給が可能となります。

当社グループは、北7東2地域で有するエネルギー供給能力を最大限にいかし、省エネ、レジリエンスの強化に一層貢献してまいります。

※北海道電力株式会社による電力供給との比較

（最新のCO₂排出係数より：北海道電力株式会社（2022年度）0.535kg/kWh、北ガス札幌発電所（2022年度）0.405kg/kWh）。



（ご参考）

2022年11月、札幌市が脱炭素先行地域（環境省）に選定され、当社グループも共同提案者として参画しております。民間施設群のZEB化、太陽光発電導入の促進、木質バイオマス等の再生可能エネルギー利用に加え、カーボンニュートラルガスへの切替等の取り組みにより、札幌市における電力・熱の脱炭素化を推進してまいります。

施設見学会のご案内

～ 100株以上保有の株主さまへ 2024年度株主さま施設見学会のご案内 ～

株主の皆さまに当社グループの事業運営についてご理解を深めていただくために、下記のとおり「株主さま施設見学会」を開催いたします。皆さまのご応募を心よりお待ちしております。

開催コース

コース	見学施設	開催日時	募集人数	集合・解散場所
A	北ガスグループ本社ビル・北ガス札幌発電所	2024年9月9日(月) 10:00～13:00	10組 20名様	北ガスグループ本社ビル 札幌市東区北7条東2丁目
	2019年に稼働を開始した本社ビルは、事業基盤をより強固なものとするために「札幌市都心部へのエネルギー供給拠点」「安全・安心を守る供給防災センター」「付加価値創造オフィス」を実現する機能を取り込んでいます。なお、ご見学後は社員食堂で昼食をお召しあがりいただけます。			
B	石狩LNG基地・PRセンター	2024年9月13日(金) 13:30～16:30	15組 30名様	札幌駅北口 札幌市北区北6条西3丁目
	石狩LNG基地内の施設や北ガス石狩発電所などをご覧ください。また、PRセンターでは、天然ガスや都市ガス製造などに関する展示パネルや体験型プログラムなどをご見学いただけます。			
C	新さっぽろエネルギーセンター	2024年9月20日(金) 13:30～16:30	15組 30名様	札幌駅北口 札幌市北区北6条西3丁目
	新さっぽろ駅周辺地区にエネルギーを供給しています。当センターではAIを活用した高度なCEMS*により、コミュニティのお客さまと一体となって省エネを推進する取り組みをご紹介しますほか、普段はご覧いただけない機械室もご案内いたします。 *CEMS: コミュニティエネルギーマネジメントシステム			

応募方法

- ◆ご希望のコースを1つお選びいただき、下記URLまたはQRコード*から必要事項をご入力の上
2024年6月30日(日)までにお申し込みください。

URL	https://business.form-mailer.jp/fms/d4e4e167236796	QRコード
ご入力事項		 <small>*QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。</small>
①ご希望コース ②株主番号(9桁) ③お名前 ④見学会当日に連絡のつくお電話番号 ⑤ご同伴者のお名前(ご同伴者がいらっしゃる場合) ⑥抽選結果お知らせメールアドレス		

参加費

- ◆**無料**(ご自宅から集合・解散場所までの往復交通費は、各自ご負担ください。)

結果発表

- ◆応募多数の場合は抽選とさせていただきます。当選された方には、**2024年7月12日(金)**までに電子メールにてお知らせいたします。
- ◆当選されなかった株主さまにおかれましては、ご連絡いたしませんのでご了承ください。

お問い合わせ先

- ◆北海道ガス株式会社 総務グループ 株主さま施設見学会担当
【メール】kg-ml-kabushiki@kitagas.com 【電話】011-792-8301(平日9:00～17:00)

※天候不順等によりやむを得ず見学会を中止する場合は、事前にご連絡をさせていただきます。
※応募に伴いご入力いただいた個人情報は、見学会の運営以外の目的では使用いたしません。

株主総会会場のご案内



北ガスグループ本社ビル 2階 札幌市東区北七条東二丁目1番1号

※会場には駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関等をご利用願います。

アクセス
(Googleマップ)



JR「札幌駅」

東改札口より 徒歩8分

- A** ①東改札口より、北口の案内看板に向かって進み、建物を出ます。 ②建物を出て、東へ真っすぐ進みます。



地下鉄「さっぽろ駅」

16番出口より 徒歩5分

- B** 16番出口を出て、東へ真っすぐ進みます。



株式事務のご案内

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 毎年6月

配当基準日 期末：毎年3月31日 中間：毎年9月30日

公告方法 電子公告により当社ウェブサイトに掲載
(<https://www.hokkaido-gas.co.jp/>)

※ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

定時株主総会の決議結果
郵便物送付先および
株式等お問い合わせ先

金融庁が定める臨時報告書を金融庁の電子開示システムEDINETおよび当社ウェブサイトに掲載
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

TEL 0120-782-031 (受付時間：平日9：00～17：00)